

幹事ハ會長及副會長ノ指揮監督ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
第八條 内閣審議會ノ庶務ハ内閣調査局之ヲ掌ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(日本標準規格B5判)

内閣審議會議事規則案

第一條 會議ノ日時及場所ハ會長之ヲ定ム

第二條 會長ハ會議ノ議長ト爲リ議事ヲ整理ス

第三條 會議ハ委員半數以上出席スルニ非ザレバ之

ヲ開クコトヲ得ズ

第四條 會議ハ之ヲ公開セズ其ノ議事ハ特ニ秘密ヲ要

セザル限リ會長ノ指揮ニ依リ之ヲ公表スルコトヲ得

第五條 發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ

第六條 會長ハ審議上必要アリト認ムルトキハ内閣

・ 調査局職員其ノ他ノ者ヲシテ會議ニ出席シ議案

ノ説明スハ意見ノ陳述ヲ爲サシムルコトヲ得

第七條 修正ノ動議ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シテ

ヲ議長ニ提出スベシ但シ其間單一ナルモノハ口頭ヲ以テ

陳述スルコトヲ得

第八條 動議ハ贊成者アルニ非ザレバ議題ト爲スコト

ヲ得ズ

第九條 建議案ヲ發議セントスル者ハ案ヲ具シ理由

ヲ附シ特具成者ト共ニ連署シテ之ヲ會長ニ提出スベ

シ

第十條 議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否

同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十一條 議決シタル事項ハ會長ヨリ速ニ之ヲ内閣ニ
報告スベシ會長必要ト認ムルトキハ特ニ少數意見ヲ
モ併ヒテ報告スルコトヲ得

第十二條 會長必要ト認ムルトキハ委員ノ中ヨリ特別
委員ヲ選定シ審査セシムルコトヲ得

第十三條 特別委員ハ其ノ互選ヲ以テ委員長ヲ置ク
特別委員會ニハ本會ニ關スル規定ヲ準用ス

第十四條 議事録ハ幹事之ヲ作製スベシ

第十五條 本則ニ規定ナキ事項ハ會長之ヲ決ス

議事順序

一、開會宣言(會長) 是ヨリ開會致シマス。

二、挨拶(内閣總理大臣) 此ノ場合内閣總理大臣トシテ一言御挨拶

申上ゲ度イト存ジマス。(御起立)

(挨拶ニ別紙ノ通)

三、議事規則

本頁ハ先ヅ初顔合セノ意味デ御參集

内
閣

ヲ願ツタ次第テアリマシテ、別ニ諮問等モアリ
エセシ。只本會ノ議事規則ハ官制ニ依リマス
ト、内閣總理大臣之ヲ定ムトナツテ居リマシテ
大體御手許ニ御廻シタ様ナ案ニ定メ
度イト思ツテ居リマスガ、何カ御意見デ
モゴザイマスレバ御キカセ願ヒマス。一寸朗讀
致サセマス。

(書記官朗讀)

御質問ヤ御意見ハ御座イマセンカ。

別ニ御發議モナイ様デアリマスカラ議事規

則ハ此ノ案ノ通り取決メ度イト存ジマス。

今日ハ是レテ閉會致シマス。別室ニ粗餐食ノ

用意ガ御座イヌカラ何卒御緩リト御

(質疑意見等ナケレバ)

四、閉會ノ宣言(會長)

歡談ヲ願ヒコス。

並美園算紙(十三行全)(富井納)

内容

一、冒頭ノ辭

二、審議會設置ノ事由

三、審議會ノ機能

四、審議會ト調査局

五、結語